

フィットタストの方法について
(厚生労働省告示第286号 第3条)

- 呼吸用保護具（面体を有するもの）を使用する者に対して、JIS T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法またはこれと同等以上の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定粒子濃度を計測し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求める

※ 金属アーク溶接等を継続して屋内作業場で行う場合

$$\text{フィットファクタ} = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定粒子の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定粒子の濃度}}$$

- フィットファクタが以下の要求フィットファクタを上回っているかを確認する

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

- JIS T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法
- ⇒ 改訂版JIS T8150（審議中）に定める「定量的フィットテスト」
- これと同等の方法
- ⇒ 改訂版JIS T8150（審議中）に定める「定性的フィットテスト」のうち定量的な評価ができる方法



改訂版JIS T8150に定める「定量的フィットテスト」を行うための機器の例

- JIS T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法
- ⇒ 改訂版JIS T8150（審議中）に定める「定量的フィットテスト」
- これと同等の方法
- ⇒ 改訂版JIS T8150（審議中）に定める「定性的フィットテスト」のうち定量的な評価ができる方法（半面形面体のものに限る）



イラスト引用元：興研株式会社

改訂版JIS T8150に定める「定性的フィットテスト」のうち定量的な評価ができる方法の例

定量的フィットテストに用いる呼吸用保護具 改訂JIS T 8150（審議中）より

- 呼吸用保護具にフィットテスト用サンプリングアダプターを装着して測定
- 模擬呼吸用呼吸保護具にフィットテスト用サンプリングアダプターを装着して測定
- サンプリングプローブを備える模擬面体で測定

フィットテストを実施するための準備 改訂JIS T 8150（審議中）より

- フィットテストを実施するにあたっては、頭髪・ひげや顔と接顔部に装飾具、その他の衣類などのフィットネスを阻害するものがある場合はフィットテストを実施してはならない
 - フィットテストを受ける前に、装着者は、正しい点検、装着※、脱装、呼吸用保護具のシールチェックの実施及びフィットテストの目的と手順に関するトレーニングを受けなければならない
- ※ 正しい面体の装着手順、正しい面体の装着位置、しめひもの調整方法しめひもの適切なしめ具合 など

フィットテストを実施する際の動作 改訂JIS T 8150(審議中)より

A) 通常の呼吸

B) 深呼吸

C) 首を左右に振る

D) 首を上下に動かす

E) 会話

F) 前屈

G) 通常の呼吸

- フィットテストの各動作は少なくとも60秒間行わなければならない

フィットテストの記録

1. 測定日時：確認の日時
2. 測定方法：
3. 測定箇所：
4. 測定条件：マスクの種類と形式名
5. 測定結果：装着の良否
6. 測定を実施した者の氏名：確認を受けた者の氏名（被験者）
7. 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
8. 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

実演